

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成22年4月1日 No. 703

労働基準情報

岩手

April

4
2010



『岩手山のある風景』 写真：眞 舘 弘 治

改正労働基準法が スタートします

〔目次〕

改正労働基準法が施行されます	2
平成21年度「いわて年末年始無災害運動」期間中の労災発生状況	3
安全管理者の選任についてお知らせ	4
平成21年度 第2回 通常理事会・評議員会を開催	5
クウェスチョン、(財)岩手労働基準協会人事	6
最低工賃が一部改正されます、死亡災害速報	7
知っておきたい豆知識 ⑤時間外及び休日労働(その1)	8
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場、 岩手産業保健推進センターのお知らせ	9
講習会のお知らせ	10

● ● ● 改正労働基準法が施行されます ● ● ●

改正労働基準法が、平成22年4月1日から施行されます。

今回の改正における変更点は、

- ① 割増賃金率の引き上げ
- ② 時間外労働削減の努力義務
- ③ 時間単位の年次有給休暇（制度の新設）

の3点です。

割増賃金率の引き上げ

時間外労働が月60時間を超えたら、その超えた時間について50%以上の割増賃金を支払わなければなりません。50%以上の割増賃金の支払いが必要となるのは、時間外労働が1か月につき60時間を超えた時間の労働です。すなわち、時間外労働をカウントする基礎となる1か月の起算日から累計して、時間外労働時間が60時間に達した時点より後の時間外労働について50%以上の割増賃金の支払いが義務付けられることになります。

労使協定を締結すれば法定割増賃金率の今回の引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を与えることが認められます。ただ、この場合であっても従来の25%の割増賃金の支払いは必要なことに注意する必要があります。

なお、下記の中小企業については当分の間、適用が猶予されます。

猶予される中小企業

- ①資本金の額または出資の総額が

小売業	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
上記以外	3億円以下
- または
- ②常時使用する労働者数が

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
上記以外	300人以下

（注）事業場単位ではなく、企業（法人または個人事業主）単位で判断します。

時間外労働削減の努力義務

特別条項付き協定には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めなければならないこととなりました。そして、この割増賃金率は、法定の25%を超える率とするように努めなければならないこととなりました。

厚生労働大臣の告示では時間外労働をさせることができる限度時間を一定期間ごとに定めており、限度時間を超えてさらに労働時間を延長しなければならない特別の事情がある場合、一定の要件下で労使協定（特別条項付き協定）をした場合にのみ、その協定で定めた範囲で限度時間を超えて時間外労働をさせることができるとされています。改正法では、長時間労働を抑制するために特別条項付き協定で定める事項として限度時間を超える時間外労働に関する割増賃金率を追加して、さらにその割増賃金率を法定よりも高い率で定めることを努力義務化したものです。

なお、限度時間の適用をうけない業務は、従前と変わりありません。

時間単位の年次有給休暇

時間単位での年次有給休暇の子供の学校行事参加や定期的通院など数時間なら休みやすいといった労働者のニーズがあることを踏まえて新設されたものです。

しかし年次有給休暇の取得は日単位が原則であって、時間単位の年休は事業場で労使協定を締結すること、年に5日分を限度とすること、労働者の希望が前提であることという一定の要件の下で認められる例外的な取扱いです。詳細については、本誌6頁のクエスチョン及び本誌1月号11頁をご参照ください。



平成21年度「いわて年末年始無災害運動」期間中の労災発生状況

岩手労働局労働基準部 安全衛生課

「危険を見つけて 無くそう災害 あなたの無事が 家族の願い!」のスローガンの下に実施した、「いわて年末年始無災害運動」の期間中の労災発生状況をまとめましたので、お知らせします。

なお、本内容は、運動期間中（12月～1月）に発生した災害で労働者死傷病報告の提出のあったものを、平成19年度、平成20年度、平成21年度について、それぞれ2月の第一開庁日時点で比較したものです。

1. 業種別災害発生状況

平成21年度の運動期間中の災害発生件数は113件となり、平成20年度に比べ10件（9％）の減少で、特に農林業、商業、清掃・と畜業が大幅に減少しました。

業 種	製造業	建設業	運 輸 交通業	農林業	畜産・ 水産業	商業	通信業	保健衛 生業	接客 娯楽業	清掃・ と畜業	その他 の事業	総 数
19 年度	38	32	15	11	3	24	2	4	7	6	8	150
20 年度	28	15	8	12	5	16	6	8	7	10	8	123
21 年度	27	23	14	6	3	8	10	6	5	2	9	113
対前年度 増 減 数	-1	8	6	-6	-2	-8	4	-2	-2	-8	1	-10

2. 重点実施事項別災害発生状況

冬季特有災害の防止、リスクアセスメントの実施（特に、製造業と土石採取業では巻き込まれ災害、建設業と陸上貨物運送業では墜落・転落災害、林業ではかかり木処理に係る災害の防止）を重点事項等として実施しましたが、冬季特有災害と建設業における墜落災害が顕著な増加となりました。

業 種	重点事項等	19 年度	20 年度	21 年度	20年度／21年度 対象件数の差
		対象件数	対象件数	対象件数	
全業種	冬季特有災害	35	21	29	8
製造業	機械装置による挟まれ・巻き込まれ災害	6	3	4	1
土石採取業	ベルトコンベヤー災害	1	0	0	0
陸上貨物運送業	積卸し作業時の転落災害	3	3	3	0
建設業	墜落災害	14	4	9	5
林 業	かかり木処理に係る災害	1	1	1	0
合 計		60	32	46	14

注）冬季特有災害とは

冬季の気象条件が要因となった災害で、代表的なものとして次のものが挙げられる。

1. 積雪・凍結による人の墜落・転落・転倒
2. 凍結・風雪による車両事故
3. 雪崩

3. まとめ

本年度の運動期間中における死傷災害の発生件数は、対前年比較で10件の減少となりました。

しかし、冬季特有災害に関しては、昨年度の運動期間中の天候が暖冬・小雪であったのに対し、本年度の天候が平年並の寒さであったことが増加の要因と考えられます。

また、運動期間中における死傷災害の発生件数が減少する中で、重点実施事項に掲げる災害が増加した点については、本運動のみならず年間を通じた同種災害の減少に向けた対策が必要と考えられます。

盛岡 日平均気温の月平均値（℃）

年 度	12 月	1 月	備 考
平成 21 年度	0.9	-1.3	平年並
平成 20 年度	2.0	-0.4	暖冬・小雪
平成 19 年度	0.6	-2.7	平年並
平成 18 年度	1.1	-0.6	記録的暖冬

安全管理者の選任についてお知らせ

- 1** 労働安全衛生法第11条により、政令で定める一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任しなければならないこととなっています。

選任が必要な事業場は、労働者数50人以上の

次の業種となります。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、水道業、通信業、各種商品卸売・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場、自動車整備業、機械修理業

- 2** 「安全管理者」に次の事項を管理させることとなっています。

- ①労働者の危険を防止するための措置に関すること。
- ②労働者の安全のための教育の実施に関すること。

- ③労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

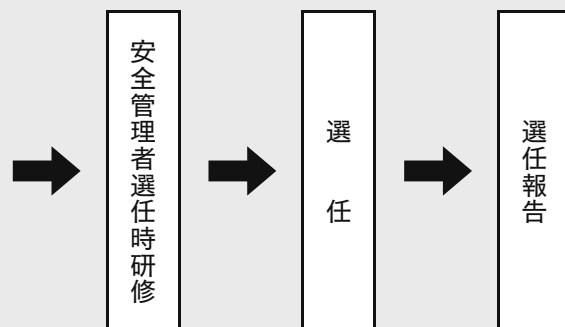
- ④安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- 3** 「安全管理者」の資格は次のようになっています。

①

学歴等	学部学科等	産業安全の実務
大学・高専	理 系	2 年以上
	理系以外	4 年以上
高 校	理 系	4 年以上
	理系以外	6 年以上
そ の 他		7 年以上

②



上記のとおり、①の者で、②の研修を修了したものから選任することとなっています。

新たに選任したときは、「安全管理者選任時研修

修了証」の写しを添付し所轄の労働基準監督署長に報告する必要があります。

- 4** 前記②の「安全管理者選任時研修」は、「労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修」（告示第24号）においてカリキュラムが定められており、当岩手労働基準協会では年3回この研修を実施し

ています。

研修のカリキュラムは、「安全管理」「危険性又は有害性調査及びその結果に基づき講ずる措置」「安全教育」「関係法令」となっていて、一定の資格のある者はその一部が免除されます。



平成21年度 第2回 通常理事会・評議員会を開催



財団法人岩手労働基準協会の平成21年度第2回通常理事会及び通常評議員会が、3月18日、盛岡市ホテル東日本で開催されました。

椎井一意会長は、「厳しい雇用情勢など当面

厳しい経済環境が続くと思われるが公益法人としての使命を果たしながら「健全経営」を目指していきたい」と挨拶しました。引き続き来賓として出席した小宮山岩手労働局労働基準部長から「改正労働基準法や改正育児・介護休業法の普及に努めていただくとともに、働く方々が安全・安心して働くことのできる社会を目指し、ご尽力をいただきたい。今後も、車の両輪として連携を図って行きたい。」とのご挨拶がありました。

理事会においては、平成22年度事業計画(案)、平成22年度収支予算(案)、基本財産の増額、諸規定の改定等について慎重審議され、一部修正され、原案どおり可決されました。

免除区分	有する資格	免除科目
A	・「安全管理者能力向上教育（初任時）」を修了した者 ・「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者	「安全管理」 「安全教育」
B	「リスクアセスメント担当者研修」及び「安全衛生マネジメントシステム担当者研修」を修了した者	「危険性又は有害性等……措置等」

5 「安全管理者選任時研修」の開催予定は、下記のとおりです。

4月14日（水）・15日（木）の2日間

9月6日（月）・7日（火）の2日間

1月18日（火）・19日（水）の2日間

受講料は、下記のとおりです。

免除区分	免除なし	免除A	免除B	免除A+B
基準協会会員	12,600円	8,400円	6,300円	2,100円
非会員	14,700円	10,500円	7,350円	3,150円

他にテキスト代1,260円が必要となります。

6 安全管理者の未選任（前任者が退職・転勤等も含む）の事業場、新たに選任予定の者がいる事業場においては「安全管理者選任時研

修」が、選任の必須要件となっていますので受講されますようご案内いたします。



時間単位の年休

Q 改正労基法では、労使協定を締結した上で時間単位の年休を5日以内で与えることができるとしていますが、労働者の希望がある場合でも労使協定で5日を超えて与えることはできないのでしょうか。

A 年次有給休暇の取得は、現行では日単位で取得することとなっています。本来、年次有給休暇は、労働者が心身をリフレッシュさせる機会として仕事とそれ以外のメリハリをつけるためにまとまった日数の休暇を取得するのが望ましいからです。

1日に満たない単位による取得については、従来の解釈例規上、「労働者から希望があった場合に半日単位で年次有給休暇を付与しても差し支えない」とされています。

改正労基法は、子供の学校行事参加や定期的

通院など数時間なら休みやすいといった労働者のニーズがあることを踏まえ、時間単位で年次有給年休を取得することを認めています。

しかしながら、今回の法改正によっても、年次有給休暇は日単位でまとまった日数を取得することが望ましい、という基本的な考え方に変わりはありません。時間単位の細切れな休暇しか取得できないようでは、年次有給休暇本来の趣旨が損なわれてしまいます。

このため、あくまでも年次有給休暇の取得は日単位が原則であって、時間単位の年休は事業場で労使協定を締結すること、年に5日分を限度とすること、労働者の希望が前提であることという一定の要件の下で認められる例外的な取扱いです。

従って、設問のように労働者の希望があつて5日を超える日数を与えることは直ちには法違反とはなりませんが、5日を超える部分については法定外の年次有給休暇という扱いになり、例えば、年次有給休暇が10日ある労働者が、10日分の時間単位休暇を取得し、さらに本来の日単位の年次有給休暇を請求した場合にすでに有給休暇を取得済みとして与えないことは法違反になります。

(財)岩手労働基準協会人事

退職（平成22年3月31日）

役 職 名	氏 名
大船渡支部事務局長	田 代 節 男

採用（平成22年3月11日）

役 職 名	氏 名
大船渡支部事務局次長	佐々木 二 朗

（4月1日付け事務局長に昇格予定）

岩手県産業安全衛生大会
快適職場推進岩手大会

平成22年10月4日(月)
岩手教育会館大ホール

全国産業安全衛生大会
2010 in 福岡

10月6日・7日・8日
福岡市；マリンメッセ福岡

最低工賃が一部改正されます

平成22年4月24日（予定）より改正発効します。

●岩手県婦人既製洋服製造業最低工賃が次表のとおり改正されます。

（岩手県婦人既製洋服製造業最低工賃表一部抜粋） 下線部改正箇所 全て＋1円引き上げ

工 程	規 格	単位	金 額		
			ワンピース又はブラウス	ジャケット又はコート	スカート又はスラックス
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組	<u>19円</u>	<u>19円</u>	<u>19円</u>
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組			<u>19円</u>
	スプリングホック、大きさ共通	1組	<u>19円</u>	<u>19円</u>	<u>19円</u>

●岩手県男子既製洋服製造業最低工賃が次表のとおり改正されます。

（岩手県男子既製洋服製造業最低工賃表一部抜粋） 下線部改正箇所 全て＋1円引き上げ

工 程	規 格	単位	金 額		
			背広上衣又はジャケット	コート	スラックス
見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚 (45cm×2)につき	<u>91円</u>		
背裏鎖止め	鎖系ループの長さ1cm	1枚	<u>13円</u>	<u>17円</u>	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚	<u>9円</u>	<u>8円</u>	
腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本			<u>9円</u>
前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本			<u>12円</u>
天ぐ裏まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本			<u>12円</u>

死 亡 災 害 速 報（2月）

■大船渡署 林業 2月11日(木) 男(54) 飛来・落下

勾配約50度の皆伐現場において、ナラ（樹高約15m、胸高直径25cm、偏心木）の伐倒をするため追口を入れている途中、急に木が上方に向かって3.9メートルに渡って裂けて落下し、この木の下敷きになった。

■盛岡署 林業 2月12日(金) 男(46) 激突され

カラマツ林の皆伐を行うためカラマツの立木を伐倒したところ、直前に伐倒したケヤキの枝の上にカラマツが倒れ、ケヤキがカラマツに引きずられる形で谷側へ滑り落ち、退避していた被災者にケヤキが激突した。

シリーズ

知っておきたい

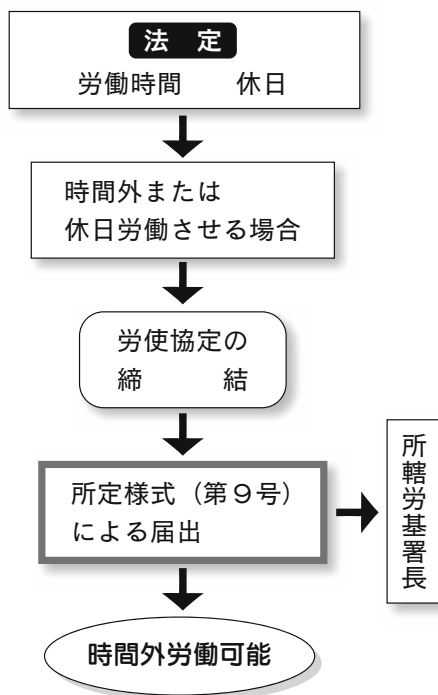


労使協定、届出

法定の労働時間を超えて労働（法定時間外労働）をさせる場合、又は、法定の休日に労働（法定休日労働）させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合が労働者の過半数を代表する者とあらかじめ書面による労使協定を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。

「36協定」と「監督署長への届出」が時間外労働及び休日労働の必須要件となりますのでご注意ください。



届出様式は、岩手労働局のHPからもダウンロードできます。

「36協定」の締結単位

36協定は、事業場単位で締結する必要があります。1つの会社で別々の場所に工場や支店などがある場合は、通常はその工場・支店などがひとつの事業場になりますので、工場・支店ごとに36協定を締結し、それぞれの所在地を管轄する監督署長に届け出る必要があります。

⑤ 時間外及び休日労働（その1）

延長時間と限度

36協定の延長時間は、①1日、②1日を超え3か月以内の期間、③1年間、の3つについて協定しなければならないことになっています。

この「1日を超え3か月以内の期間」と「1年間」についての延長時間は、次のとおりその期間ごとに限度時間が「時間外労働の限度に関する基準」（告示）によって決められています。但し、①工作物の建設等の事業②自動車の運転の業務③新技術・新商品等の研究開発の業務等の事業又は業務には限度時間が適用になりません。

限度時間			
期 間		一般の労働者の場合	対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象者の場合
1日以内の期間を超え3か月	1週間	15時間	14時間
	2週間	27時間	25時間
	4週間	43時間	40時間
	1か月	45時間	42時間
	2か月	81時間	75時間
	3か月	120時間	110時間
1年間		360時間	320時間

1日の延長時間の限度

危険有害な業務で、法令で定める業務（労働基準法施行規則第18条参照）に従事する者の時間外労働の上限は1日2時間とされています。

特別条項付き協定

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に次のような特別条項付き協定を結べば、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

「臨時的」とは、一時的又は突発的に、時間外労働を行なわせる必要があるものであり、全体として1年の半分以上を超えないことが見込まれるものを指します。限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情は、限度時間以内の時間外労働をさせる必要のある具体的事由よりも限定的である必要があります。そのため、特別条項付き協定を締結する際は、限度時間を超えることができる回数を協定して、その回数については1年の半分以上となるよう、労使で「特別の事情」を協議してください。

新会員事業所のお知らせ

2月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)ケーエムサービスコーポレーション	滝沢村
大船渡	龍振運輸(株)	大船渡市

支部名	事業所名	所在地
大船渡	高田砕石(株)	大船渡市
二戸	船渡整備工場(有)	久慈市

岩手労働局長認定 《2月認定分》

快適職場事業場

認定番号	事業場名	市町村名
729	菱和建設株式会社 一級河川南川筋三本柳地区河川改修(2層河川) 函渠その2工事	盛岡市

認定番号	事業場名	市町村名
730	株式会社フジタ東北支店 大船渡冷凍庫作業所	大船渡市

快適職場推進計画の作り方や申請の方法については、快適職場推進アドバイザーが無料でお手伝いいたします。お気軽にご相談ください。

〈連絡先〉

岩手快適職場推進センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号 (財)岩手労働基準協会内

TEL (019) 623-6521

FAX (019) 623-6424

～岩手産業保健推進センターのお知らせ～

岩手産業保健推進センターでは、衛生管理担当者、労務管理担当者、事業主などの労働者の健康に関する業務を担う方（産業保健スタッフ）を対象に、業務に必要な事項をテーマとする各種研修会を開催しています。現在予定している4、5月の研修開催予定は次のとおりです。担当者の受講をよろしくおねがいします。

お申込み・お問合せは、岩手産業保健推進センター（電話 019-621-5366 FAX 019-621-5367）またはホームページ（<http://www.sanpo03.jp/>）から。受講料は無料です。

開催日時	開催場所	研修テーマ等
4月12日（月） 13:30～16:30	マリオス18階 184会議室	カウンセリングの手法の研修 積極的傾聴スキルの習得 4回シリーズ ① ・実習とワークを中心に積極的な傾聴法のスキルを習得する研修
4月15日（木） 13:30～16:30	マリオス18階 183会議室	産業看護職研修 ～職場の喫煙対策・意見交換～ ・喫煙室の環境測定を実際に体験する実習と職場の喫煙対策の研修
4月19日（月） 13:30～16:00	マリオス18階 184会議室	メンタルヘルスとセクハラ・パワハラ ・職場のメンタルヘルス対策と大きく関わるパワハラ・セクハラの問題とメンタルヘルス対策に関する講義
4月21日（水） 13:30～16:00	アイーナ7階 703会議室	管理監督者のためのメンタルヘルス対策研修 ① ここから始めるメンタルヘルス対策（指針と企業の取組み事例） ・企業がメンタルヘルス対策の取組みを始めるときにどのように取組んでいくのか、事例に基づいた講義
5月10日（月） 13:30～16:30	マリオス18階 184会議室	カウンセリングの手法の研修 積極的傾聴スキルの習得 4回シリーズ ② ・実習とワークを中心に積極的な傾聴法のスキルを習得する研修
5月24日（月） 13:30～16:30	アイーナ7階 701会議室	管理監督者のためのメンタルヘルス対策研修 ② ラインケアの具体的な活動 ・事例を通じて部下への対応方法の実際を習得していく研修

講習会のお知らせ

22年6月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	4/22(木)～23(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本 部	7,350	1,680
	有機溶剤作業主任者技能講習	5/12(水)～13(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本 部	7,350	1,680
	酸素欠乏・硫化水素危険作業 主任者技能講習	6/2(水)～4(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	80	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
	玉掛け技能講習	4/7(水)～9(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,500
		4/7(水)～9(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		4/22(木)～24(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		4/22(木)～23(金)・25(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/10(月)～12(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		5/10(月)～11(火)・13(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		5/18(火)～20(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		5/18(火)～19(水)・21(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/8(火)～10(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		6/8(火)～9(水)・11(金)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		6/14(月)～16(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/14(月)～15(火)・17(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/16(水)～18(金)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/21(月)～23(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		6/21(月)～22(火)・24(木)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	4/13(火)～16(金)	基準協会釜石支部他	30	釜石支部	28,350	1,470
		4/13・19(月)～21(水)	基準協会釜石支部他	30	釜石支部		
		4/19(月)～22(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		4/19(月)～22(木)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
		5/11(火)～14(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		5/11(火)・17(月)～19(水)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		5/14(金)～16(日)・22(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/14(金)・23(日)・30(日)・6/5(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/17(月)～20(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		5/18(火)～21(金)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		5/18(火)・24(月)～26(水)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		5/18(火)～21(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/14(月)～17(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		6/21(月)～24(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/22(火)～25(金)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		6/22(火)・28(月)～30(水)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	6/18(金)・21(月)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	11,550	1,470

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	小型移動式クレーン運転技能講習	4/13(火)～15(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		5/12(水)～14(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		5/12(水)～13(木)・17(月)	岩手県自治会館他	20	盛岡支部		
		5/19(水)～21(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		6/1(月)～3(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/15(火)～17(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/15(火)～16(水)・18(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
	ガス溶接技能講習	4/5(月)～6(火)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部	9,450	735
	安全衛生推進者養成講習	5/6(木)～7(金)	花巻市技術振興会館	60	花巻支部	8,400	1,260
特 別 教 育 講 習	アーク溶接特別教育	5/10(月)～11(火)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	8,400	1,050
		6/24(木)～25(金)	大船渡職業能力開発センター	30	大船渡支部	9,450	
	クレーン運転業務特別教育	5/13(木)～14(金)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/28(金)～29(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
	粉じん作業特別教育	6/28(月)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	4,200 5,250	630
そ の 他	職長教育	4/15(木)～16(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550	840
		4/26(月)～27(火)	基準協会釜石支部	40	釜石支部	12,600	
	職長・安全衛生責任者教育	5/6(木)～7(金)	岩手県自治会館	50	盛岡支部	11,550	1,470
		5/20(木)～21(金)	アイ・ドーム	30	一関支部	12,600	
		6/17(木)～18(金)	大船渡商工会議所他	40	大船渡支部		
	安全担当者研修会	6/11(金)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	新入者安全衛生教育	4/13(火)	岩手県自治会館	60	盛岡支部	4,725 5,775	630
	安全管理者選任時研修	4/14(水)～15(木)	岩手県自治会館	60	本 部	12,600 14,700	1,260
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/22(火)～23(水)・ 6/29(火)～30(水) の4日間	岩手県自治会館	100	本部	12,600 14,700	6,510
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/15(火)～17(木)	岩手県自治会館	100	本部	10,080 12,180	4,200

※衛生管理者試験準備講習テキスト 第1種 衛生管理(上)2,100円、衛生管理(下)2,100円、衛生管理者問題集2,310円
第2種 衛生管理(上)1,575円、衛生管理(下) 945円、衛生管理者問題集1,680円

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-623-6521	019-623-6424	honnbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズイベント

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●3月号の正解

「いわて年末年始無災害運動」は、12月1日から1月31日まで県下で展開されましたが、岩手労働局の統計ではこの運動期間中に発生した労働災害は113件となっています。平成20年度に比べ何%の減少だったのでしょうか。

- ① 9%
- ② 11%
- ③ 15%

ヒント 本誌3ページに関連記事

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成22年4月22日(木) 消印有効

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1-16

(財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-623-6424

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

芸術だなあ風紋も夕焼けも

芸術は人間が作り出すものですが、自然の営みもあなどれません。あたかも、神様の造詣とも思える夕焼けや風紋には筆舌に尽くせぬ趣きがあります。

(川柳原生林新年号〈杜若〉新沼志保子作品より)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

○国土交通省が1月29日に発表した平成21年の新設住宅着工戸数は、前年比27.9%減の78万8410戸となり、1964年の99万1158戸以来、42年ぶりに100万戸の大台割れとなった。岩手県内も前年比27.1%減の6980戸と大幅に減少している。住宅建設は関連する業種が多いことから常に景気のパロメーターとなっていただけに、この落ち込みは県内景況の悪さを象徴している。雇用不安とあわせ一日も早い回復を望みたい。自助努力だけでは限界である。地域経済の活性化のためにも、行政当局の抜本的な対策を強く期待している。(M・S)

岩手の死亡災害(2月末)

製造業	1	(1)
鋳造業	0	(0)
建設業	0	(1)
運輸業	1	(0)
林業	2	(1)
商業	0	(0)
その他の	1	(0)

累 計 5 (3)
() 内は前年同期

発行 平成22年4月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発行所 財団法人岩手労働基準協会/盛岡市大通一丁目1-16
岩手教育会館7F/〒020-0022/☎019-623-6521
FAX019-623-6424
編集・発行人 佐藤 征 勝